

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】平成20年3月13日(2008.3.13)

【公開番号】特開2004-5574(P2004-5574A)
 【公開日】平成16年1月8日(2004.1.8)
 【年通号数】公開・登録公報2004-001
 【出願番号】特願2003-107174(P2003-107174)
 【国際特許分類】

G 0 6 Q 50/00 (2006.01)

G 0 6 Q 30/00 (2006.01)

【F I】

G 0 6 F 17/60 1 4 2

G 0 6 F 17/60 3 3 2

G 0 6 F 17/60 Z E C

【手続補正書】

【提出日】平成20年1月23日(2008.1.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】著作権使用料分配額算出装置及び同装置として機能するコンピュータ・プログラム

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 著作物の使用者から徴収された著作権料の金額データを格納する金額データ格納手段と、

所定の期間におけるそれらの金額データの合計金額を計算し、上記金額データ格納手段に格納する基金計算手段と、

少なくとも著作物の著作者乃至著作権者とその者の間の分配率、著作権信託の有無を含んだ著作物に関する作品データを格納する作品データ格納手段と、

該著作物作品データから、著作物作品毎に、著作権信託者の分配率を合計し、所定の数値にかけて著作物作品毎の作品ポイントを算出するポイント計算手段と、

著作物作品毎の作品ポイントを格納するポイント格納手段と、

著作権料の徴収された期間において使用された著作物の使用データを格納する使用データ格納手段と、

上記期間において使用された著作物の使用データに該当する著作物作品毎の作品ポイントを抽出して個別点数を算出する個別点数計算手段と、

使用された著作物作品毎の個別点数を格納する個別点数格納手段と、

個別点数を合算して総点数を算出する総点数計算手段と、

徴収された上記著作権料の合計金額を総点数で割って1点単価を算出する1点単価計算手段と、

1点単価と個別点数を掛け合わせて、使用された著作物作品毎の使用料を算出する使用料計算手段と、

使用された著作物作品毎の使用料から、上記分配率に応じて、著作権信託者の分配金額を算出する分配金額計算手段と

を有することを特徴とする著作権使用料分配額算出装置。

【請求項2】 著作物の使用者から徴収された著作権料の金額データを格納する金額データ格納手段と、

所定の期間におけるそれらの金額データの合計金額を計算し、上記金額データ格納手段に格納する基金計算手段と、

少なくとも著作物の著作者乃至著作権者とその者の間の分配率、著作権信託の有無を含んだ著作物に関する作品データを格納する作品データ格納手段と、

該著作物作品データから、著作物作品毎に、著作権信託者の分配率を合計し、所定の数値にかけて著作物作品毎の作品ポイントを算出するポイント計算手段と、

著作物作品毎の作品ポイントを格納するポイント格納手段と、

著作権料の徴収された期間において使用された著作物の使用データを格納する使用データ格納手段と、

著作物の使用データに含まれる重み付け要素に対応して規定されるウェイトデータを格納するウェイトデータ格納手段と、

上記期間において使用された著作物の使用データから、使用に関する重み付け要素を抽出し、該重み付け要素に対応して規定された上記ウェイトデータを、使用された著作物作品毎の作品ポイントに掛け合わせて個別点数を算出する個別点数計算手段と、

使用された著作物作品毎の個別点数を格納する個別点数格納手段と、

個別点数を合算して総点数を算出する総点数計算手段と、

徴収された上記著作権料の合計金額を総点数で割って1点単価を算出する1点単価計算手段と、

1点単価と個別点数を掛け合わせて、使用された著作物作品毎の使用料を算出する使用料計算手段と、

使用された著作物作品毎の使用料から、上記分配率に応じて、著作権信託者の分配金額を算出する分配金額計算手段と

を有することを特徴とする著作権使用料分配額算出装置。

【請求項3】 上記使用データ格納手段に格納された使用データに含まれる使用に関する重み付け要素に、著作物の使用回数による要素があり、またそれに対応して上記ウェイトデータ格納手段に、該使用回数によるウェイトデータが夫々規定されていることを特徴とする請求項2記載の著作権使用料分配額算出装置。

【請求項4】 上記使用データ格納手段に格納された使用データに含まれる使用に関する重み付け要素に、著作物の拡布方法の種別毎の要素があり、またそれに対応して上記ウェイトデータ格納手段に、該拡布方法によるウェイトデータが夫々規定されていることを特徴とする請求項2又は請求項3記載の著作権使用料分配額算出装置。

【請求項5】 上記作品データ格納手段に格納される著作物作品データには、著作者や著作権者の構成、信託の有無、分配率などの著作権の変動履歴情報が含まれており、著作権料の徴収された期間におけるこれらの変動履歴情報に基づいて、上記ポイント計算手段による著作物作品毎の作品ポイントの算出処理と、上記分配金額計算手段による分配率に応じた著作権信託者の分配金額の算出処理を行うことを特徴とする請求項1～請求項4いずれか1つに記載の著作権使用料分配額算出装置。

【請求項6】 著作権非信託者であっても、著作権信託者との間に使用料の分配の約定がある場合に、該著作権信託者の分配率が他の著作権信託者との間で一定以上の場合には、上記著作権非信託者を著作権信託者として、上記ポイント計算手段による著作物作品毎の作品ポイント算出処理と、上記分配金額計算手段による著作権信託者の分配金額算出処理を行うことを特徴とする請求項1～請求項5いずれか1つに記載の著作権使用料分配額算出装置。

【請求項7】 上記分配金額計算手段による著作権信託者の分配金額算出処理において、著作権非信託者の分配率を排して該分配率を再構成し、使用された著作物作品毎の上記使

用料に、再構成された分配率を掛け合わせて著作権信託者の分配金額を算出することを特徴とする請求項1～請求項6いずれか1つに記載の著作権使用料分配額算出装置。

【請求項8】 コンピュータに読み込まれて実行されることで、該コンピュータを、
著作物の使用者から徴収された著作権料の金額データを格納する金額データ格納手段と

、
所定の期間におけるそれらの金額データの合計金額を計算し、上記金額データ格納手段に格納する基金計算手段と、

少なくとも著作物の著作者乃至著作権者とその者の間の分配率、著作権信託の有無を含んだ著作物に関する作品データを格納する作品データ格納手段と、

該著作物作品データから、著作物作品毎に、著作権信託者の分配率を合計し、所定の数値にかけて著作物作品毎の作品ポイントを算出するポイント計算手段と、

著作物作品毎の作品ポイントを格納するポイント格納手段と、

著作権料の徴収された期間において使用された著作物の使用データを格納する使用データ格納手段と、

上記期間において使用された著作物の使用データに該当する著作物作品毎の作品ポイントを抽出して個別点数を算出する個別点数計算手段と、

使用された著作物作品毎の個別点数を格納する個別点数格納手段と、

個別点数を合算して総点数を算出する総点数計算手段と、

徴収された上記著作権料の合計金額を総点数で割って1点単価を算出する1点単価計算手段と、

1点単価と個別点数を掛け合わせて、使用された著作物作品毎の使用料を算出する使用料計算手段と、

使用された著作物作品毎の使用料から、上記分配率に応じて、著作権信託者の分配金額を算出する分配金額計算手段と

を有する著作権使用料分配額算出装置として機能させるコンピュータ・プログラムであって、

上記基金計算手段により、著作物の使用者から所定の期間において徴収された著作権料の合計金額を計算させるステップと、

上記作品データ格納手段に格納された著作物作品データから、著作物作品毎に、著作権信託者の分配率を上記ポイント計算手段により合計させ、所定の数値にかけて著作物作品毎の作品ポイントを算出させ、上記ポイント格納手段に著作物作品毎の作品ポイントを格納させるステップと、

上記個別点数計算手段により、著作権料の徴収された期間において使用された著作物の使用データに該当する著作物作品毎の作品ポイントを抽出させ、個別点数を算出させて、個別点数格納手段に格納させるステップと、

上記総点数計算手段により、個別点数を合算させて総点数を算出せしめるステップと、

徴収された上記著作権料の合計金額を、上記1点単価計算手段により、総点数で割って1点単価を算出させるステップと、

上記使用料計算手段により、1点単価と個別点数を掛け合わせて、使用された著作物作品毎の使用料を算出させるステップと、

使用された著作物作品毎の使用料から、上記分配率に応じて、上記分配金額計算手段により、著作権信託者の分配金額を算出させるステップと

を実行させることを特徴とする著作権使用料分配額算出用のコンピュータ・プログラム。

【請求項9】 コンピュータに読み込まれて実行されることで、該コンピュータを、
著作物の使用者から徴収された著作権料の金額データを格納する金額データ格納手段と

、
所定の期間におけるそれらの金額データの合計金額を計算し、上記金額データ格納手段に格納する基金計算手段と、

少なくとも著作物の著作者乃至著作権者とその者の間の分配率、著作権信託の有無を含んだ著作物に関する作品データを格納する作品データ格納手段と、

該著作物作品データから、著作物作品毎に、著作権信託者の分配率を合計し、所定の数値にかけて著作物作品毎の作品ポイントを算出するポイント計算手段と、

著作物作品毎の作品ポイントを格納するポイント格納手段と、

著作権料の徴収された期間において使用された著作物の使用データを格納する使用データ格納手段と、

著作物の使用データに含まれる重み付け要素に対応して規定されるウェイトデータを格納するウェイトデータ格納手段と、

上記期間において使用された著作物の使用データから、使用に関する重み付け要素を抽出し、該重み付け要素に対応して規定された上記ウェイトデータを、使用された著作物作品毎の作品ポイントに掛け合わせて個別点数を算出する個別点数計算手段と、

使用された著作物作品毎の個別点数を格納する個別点数格納手段と、

個別点数を合算して総点数を算出する総点数計算手段と、

徴収された上記著作権料の合計金額を総点数で割って1点単価を算出する1点単価計算手段と、

1点単価と個別点数を掛け合わせて、使用された著作物作品毎の使用料を算出する使用料計算手段と、

使用された著作物作品毎の使用料から、上記分配率に応じて、著作権信託者の分配金額を算出する分配金額計算手段と

を有する著作権使用料分配額算出装置として機能させるコンピュータ・プログラムであって、

上記基金計算手段により、著作物の使用者から所定の期間において徴収された著作権料の合計金額を計算させるステップと、

上記作品データ格納手段に格納された著作物作品データから、著作物作品毎に、著作権信託者の分配率を上記ポイント計算手段により合計させ、所定の数値にかけて著作物作品毎の作品ポイントを算出させ、上記ポイント格納手段に著作物作品毎の作品ポイントを格納させるステップと、

上記個別点数計算手段により、著作権料の徴収された期間において使用された著作物の使用データを基に、使用に関する重み付け要素を上記ウェイトデータ格納手段から抽出させると共に、該重み付け要素に対応して規定されたウェイトデータを、使用された著作物作品毎の上記作品ポイントに掛け合わせて個別点数を算出させ、個別点数格納手段に格納させるステップと、

上記総点数計算手段により、個別点数を合算させて総点数を算出せしめるステップと、

徴収された上記著作権料の合計金額を、上記1点単価計算手段により、総点数で割って1点単価を算出させるステップと、

上記使用料計算手段により、1点単価と個別点数を掛け合わせて、使用された著作物作品毎の使用料を算出させるステップと、

使用された著作物作品毎の使用料から、上記分配率に応じて、上記分配金額計算手段により、著作権信託者の分配金額を算出させるステップと

を実行させることを特徴とする著作権使用料分配額算出用のコンピュータ・プログラム。

【請求項10】 上記使用データ格納手段に格納された使用データに含まれる使用に関する重み付け要素に、著作物の使用回数による要素があり、またそれに対応して上記ウェイトデータ格納手段に、該使用回数によるウェイトデータが夫々規定されていることを特徴とする請求項9記載の著作権使用料分配額算出用のコンピュータ・プログラム。

【請求項11】 上記使用データ格納手段に格納された使用データに含まれる使用に関する重み付け要素に、著作物の拡布方法の種別毎の要素があり、またそれに対応して上記ウェイトデータ格納手段に、該拡布方法によるウェイトデータが夫々規定されていることを特徴とする請求項9又は請求項10記載の著作権使用料分配額算出用のコンピュータ・プログラム。

【請求項12】 上記作品データ格納手段に格納される著作物作品データには、著作者や著作権者の構成、信託の有無、分配率などの著作権の変動履歴情報が含まれており、著作

権利の徴収された期間におけるこれらの変動履歴情報に基づいて、上記ポイント計算手段による著作物作品毎の作品ポイントの算出処理と、上記分配金額計算手段による分配率に応じた著作権信託者の分配金額の算出処理を行うことを特徴とする請求項 8 ~ 請求項 1 1 いずれか 1 つに記載の著作権使用料分配額算出用のコンピュータ・プログラム。

【請求項 1 3】 著作権非信託者であっても、著作権信託者との間に使用料の分配の約定がある場合に、該著作権信託者の分配率が他の著作権信託者との間で一定以上の場合には、上記著作権非信託者を著作権信託者として、上記ポイント計算手段による著作物作品毎の作品ポイント算出処理と、上記分配金額計算手段による著作権信託者の分配金額算出処理を行うことを特徴とする請求項 8 ~ 請求項 1 2 いずれか 1 つに記載の著作権使用料分配額算出用のコンピュータ・プログラム。

【請求項 1 4】 上記分配金額計算手段による著作権信託者の分配金額算出処理において、著作権非信託者の分配率を排して該分配率を再構成し、使用された著作物作品毎の上記使用料に、再構成された分配率を掛け合わせて著作権信託者の分配金額を算出することを特徴とする請求項 8 ~ 請求項 1 3 いずれか 1 つに記載の著作権使用料分配額算出用のコンピュータ・プログラム。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 1】

【発明の属する技術分野】

本発明は、著作権使用料分配額算出装置及び同装置として機能するコンピュータ・プログラムに関する。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 2】

本発明は、以上のような問題に鑑み創案されたもので、徴収した著作権使用料を正確且つ公平に信託者にだけ配分するため、これらの信託者に対する著作権使用料の分配額が算出できる装置を提供せんとするものである。合わせて同装置として機能するコンピュータ・プログラムについても提案する。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 3】

【課題を解決するための手段】

本発明に係る著作権使用料分配額算出装置は、

著作物の使用者から徴収された著作権料の金額データを格納する金額データ格納手段と

、
所定の期間におけるそれらの金額データの合計金額を計算し、上記金額データ格納手段に格納する基金計算手段と、

少なくとも著作物の著作者乃至著作権者とその者の間の分配率、著作権信託の有無を含んだ著作物に関する作品データを格納する作品データ格納手段と、

該著作物作品データから、著作物作品毎に、著作権信託者の分配率を合計し、所定の数値にかけて著作物作品毎の作品ポイントを算出するポイント計算手段と、

著作物作品毎の作品ポイントを格納するポイント格納手段と、
著作権料の徴収された期間において使用された著作物の使用データを格納する使用データ格納手段と、
上記期間において使用された著作物の使用データに該当する著作物作品毎の作品ポイントを抽出して個別点数を算出する個別点数計算手段と、
使用された著作物作品毎の個別点数を格納する個別点数格納手段と、
個別点数を合算して総点数を算出する総点数計算手段と、
徴収された上記著作権料の合計金額を総点数で割って1点単価を算出する1点単価計算手段と、
1点単価と個別点数を掛け合わせて、使用された著作物作品毎の使用料を算出する使用料計算手段と、
使用された著作物作品毎の使用料から、上記分配率に応じて、著作権信託者の分配金額を算出する分配金額計算手段と
を有することを基本的特徴としている。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

上記構成によれば、ポイント計算手段により著作権信託者の分配率に基づく作品ポイントが算出され、それに基づき個別点数計算手段により使用された著作物作品毎に個別点数が算出される。従って総点数計算手段により、使用された著作物作品全ての総点数が算出され、基金計算手段により計算された徴収著作権料の総合計を、1点単価計算手段により、該総点数で割れば、1点単価が算出され、使用料計算手段により1点単価と個別点数を掛け合わせることで、使用された著作物作品毎の使用料が算出できる。その後分配金額計算手段により、分配率に応じて、使用された各著作物に対する夫々の著作権信託者の分配金額が算出されることになる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

ここで、ポイント計算手段による著作物作品毎の作品ポイントの算出処理を行っているのは、非信託者による留保（分配できない著作権使用料）を出さないようにするためである。すなわち、著作物作品毎により信託者と非信託者の構成比率、人数が異なるため、著作権非信託者の分配率を排して所定の数値にかけることにより、著作権非信託者の分配率を含まない比率に直しているのである。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

請求項2の構成は、さらに著作物の利用形態（著作物の利用に係る重み付け）等の著作物毎の事情を、上記構成に組み入れて、結果的に公平な著作権使用料分配額が算出できるようにするための構成を提案するものである。その具体的な構成としては、

著作物の使用者から徴収された著作権料の金額データを格納する金額データ格納手段と

所定の期間におけるそれらの金額データの合計金額を計算し、上記金額データ格納手段に格納する基金計算手段と、

少なくとも著作物の著作者乃至著作権者とその者の間の分配率、著作権信託の有無を含んだ著作物に関する作品データを格納する作品データ格納手段と、

該著作物作品データから、著作物作品毎に、著作権信託者の分配率を合計し、所定の数値にかけて著作物作品毎の作品ポイントを算出するポイント計算手段と、

著作物作品毎の作品ポイントを格納するポイント格納手段と、

著作権料の徴収された期間において使用された著作物の使用データを格納する使用データ格納手段と、

著作物の使用データに含まれる重み付け要素に対応して規定されるウェイトデータを格納するウェイトデータ格納手段と、

上記期間において使用された著作物の使用データから、使用に関する重み付け要素を抽出し、該重み付け要素に対応して規定された上記ウェイトデータを、使用された著作物作品毎の作品ポイントに掛け合わせて個別点数を算出する個別点数計算手段と、

使用された著作物作品毎の個別点数を格納する個別点数格納手段と、

個別点数を合算して総点数を算出する総点数計算手段と、

徴収された上記著作権料の合計金額を総点数で割って1点単価を算出する1点単価計算手段と、

1点単価と個別点数を掛け合わせて、使用された著作物作品毎の使用料を算出する使用料計算手段と、

使用された著作物作品毎の使用料から、上記分配率に応じて、著作権信託者の分配金額を算出する分配金額計算手段と

を有することを特徴としている。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

この構成では、著作物作品毎の作品ポイントの算出後に、著作物の利用形態に鑑み、著作権料の徴収された期間において使用された著作物の使用データから、個別点数計算手段により、使用に関する重み付け要素を抽出すると共に、該重み付け要素に対応してウェイトデータ格納手段に規定されたウェイトデータを、そこから読み出して、使用された著作物作品毎の上記作品ポイントに掛け合わせて個別点数を算出する処理を、個別点数計算手段により行っている。それにより、利用形態等により著作物の間の重み付けを行い、著作物毎の使用状況等の反映ができるようになる。すなわち、多く使用された著作物には使用料を多く割り付けることができる（請求項3）。また音楽作品などの著作物の場合、回数が多くても番組のテーマソングと、一般に使用された曲では、テーマソングの比率を下げるなどの要請にも対応できるようになる。さらに、同一の著作物が、ラジオやテレビなどのマスメディアによる全国放送などで使用される場合とローカル放送で使用される場合との間では、当然差があるため、このような場合の著作権使用料の分配に関して、不公平にならないように調整することもできるようになる（請求項4）。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

すなわち、請求項3の構成は、上記使用データ格納手段に格納された使用データに含まれる使用に関する重み付け要素に、著作物の使用回数による要素があり、またそれに対応

して上記ウェイトデータ格納手段に、該使用回数によるウェイトデータが夫々規定されていることを提案している。

【手続補正 1 1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 9】

また請求項 4 の構成は、上記使用データ格納手段に格納された使用データに含まれる使用に関する重み付け要素に、著作物の拡布方法の種別毎の要素があり、またそれに対応して上記ウェイトデータ格納手段に、該拡布方法によるウェイトデータが夫々規定されていることを提案している。

【手続補正 1 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 2】

すなわち請求項 5 は、このような要請に対応する構成であり、上記作品データ格納手段に格納される著作物作品データには、著作者や著作権者の構成、信託の有無、分配率などの著作権の変動履歴情報が含まれており、著作権料の徴収された期間におけるこれらの変動履歴情報に基づいて、上記ポイント計算手段による著作物作品毎の作品ポイントの算出処理と、上記分配金額計算手段による分配率に応じた著作権信託者の分配金額の算出処理を行わせることを規定している。

【手続補正 1 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 4】

すなわち請求項 6 は、このような要請に対応する構成であり、著作権非信託者であっても、著作権信託者との間に使用料の分配の約定がある場合に、該著作権信託者の分配率が他の著作権信託者との間で一定以上の場合には、上記著作権非信託者を著作権信託者として、上記ポイント計算手段による著作物作品毎の作品ポイント算出処理と、上記分配金額計算手段による著作権信託者の分配金額算出処理を行わせることを規定している。

【手続補正 1 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 6】

すなわち請求項 7 は、このような要請に対応する構成であり、上記分配金額計算手段による著作権信託者の分配金額算出処理において、著作権非信託者の分配率を排して該分配率を再構成し、使用された著作物作品毎の上記使用料に、再構成された分配率を掛け合わせて著作権信託者の分配金額を算出させることを規定している。実際の分配率の再構成のやり方としては、たとえば、信託者分の分配率を合計し、それを分母に、個々の信託者の分配率を分子として、その著作物作品毎の分配率を再構成することなどが考えられる。それによって、著作権非信託者分を除いた分配率が再構成されることになり、著作権非信託者の留保分を出さないようにして、各作品毎に徴収した著作権料が分配されることになる。

【手続補正 15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

請求項 8 ~ 請求項 14 の各構成は、上記請求項 1 ~ 請求項 7 までの装置構成を、コンピュータ・プログラムの構成として捉え直し規定されたものである。

【手続補正 16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

そのうち請求項 8 に係るコンピュータ・プログラムは、上記請求項 1 の装置に対応しており、具体的には、

コンピュータに読み込まれて実行されることで、該コンピュータを、

著作物の使用者から徴収された著作権料の金額データを格納する金額データ格納手段と

、
所定の期間におけるそれらの金額データの合計金額を計算し、上記金額データ格納手段に格納する基金計算手段と、

少なくとも著作物の著作者乃至著作権者とその者の間の分配率、著作権信託の有無を含んだ著作物に関する作品データを格納する作品データ格納手段と、

該著作物作品データから、著作物作品毎に、著作権信託者の分配率を合計し、所定の数値にかけて著作物作品毎の作品ポイントを算出するポイント計算手段と、

著作物作品毎の作品ポイントを格納するポイント格納手段と、

著作権料の徴収された期間において使用された著作物の使用データを格納する使用データ格納手段と、

上記期間において使用された著作物の使用データに該当する著作物作品毎の作品ポイントを抽出して個別点数を算出する個別点数計算手段と、

使用された著作物作品毎の個別点数を格納する個別点数格納手段と、

個別点数を合算して総点数を算出する総点数計算手段と、

徴収された上記著作権料の合計金額を総点数で割って 1 点単価を算出する 1 点単価計算手段と、

1 点単価と個別点数を掛け合わせて、使用された著作物作品毎の使用料を算出する使用料計算手段と、

使用された著作物作品毎の使用料から、上記分配率に応じて、著作権信託者の分配金額を算出する分配金額計算手段と

を有する著作権使用料分配額算出装置として機能させるコンピュータ・プログラムであって、

上記基金計算手段により、著作物の使用者から所定の期間において徴収された著作権料の合計金額を計算させるステップと、

上記作品データ格納手段に格納された著作物作品データから、著作物作品毎に、著作権信託者の分配率を上記ポイント計算手段により合計させ、所定の数値にかけて著作物作品毎の作品ポイントを算出させ、上記ポイント格納手段に著作物作品毎の作品ポイントを格納させるステップと、

上記個別点数計算手段により、著作権料の徴収された期間において使用された著作物の使用データに該当する著作物作品毎の作品ポイントを抽出させ、個別点数を算出させて、個別点数格納手段に格納させるステップと、

上記総点数計算手段により、個別点数を合算させて総点数を算出せしめるステップと、

徴収された上記著作権料の合計金額を、上記1点単価計算手段により、総点数で割って1点単価を算出させるステップと、

上記使用料計算手段により、1点単価と個別点数を掛け合わせて、使用された著作物作品毎の使用料を算出させるステップと、

使用された著作物作品毎の使用料から、上記分配率に応じて、上記分配金額計算手段により、著作権信託者の分配金額を算出させるステップと

を実行させることを特徴とする著作権使用料分配額算出用のコンピュータ・プログラムである。

【手続補正17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

請求項9に係るコンピュータ・プログラムの構成は、上記請求項2の装置に対応しており、具体的には、

コンピュータに読み込まれて実行されることで、該コンピュータを、

著作物の使用者から徴収された著作権料の金額データを格納する金額データ格納手段と

所定の期間におけるそれらの金額データの合計金額を計算し、上記金額データ格納手段に格納する基金計算手段と、

少なくとも著作物の著作者乃至著作権者とその者の間の分配率、著作権信託の有無を含んだ著作物に関する作品データを格納する作品データ格納手段と、

該著作物作品データから、著作物作品毎に、著作権信託者の分配率を合計し、所定の数値にかけて著作物作品毎の作品ポイントを算出するポイント計算手段と、

著作物作品毎の作品ポイントを格納するポイント格納手段と、

著作権料の徴収された期間において使用された著作物の使用データを格納する使用データ格納手段と、

著作物の使用データに含まれる重み付け要素に対応して規定されるウェイトデータを格納するウェイトデータ格納手段と、

上記期間において使用された著作物の使用データから、使用に関する重み付け要素を抽出し、該重み付け要素に対応して規定された上記ウェイトデータを、使用された著作物作品毎の作品ポイントに掛け合わせて個別点数を算出する個別点数計算手段と、

使用された著作物作品毎の個別点数を格納する個別点数格納手段と、

個別点数を合算して総点数を算出する総点数計算手段と、

徴収された上記著作権料の合計金額を総点数で割って1点単価を算出する1点単価計算手段と、

1点単価と個別点数を掛け合わせて、使用された著作物作品毎の使用料を算出する使用料計算手段と、

使用された著作物作品毎の使用料から、上記分配率に応じて、著作権信託者の分配金額を算出する分配金額計算手段と

を有する著作権使用料分配額算出装置として機能させるコンピュータ・プログラムであって、

上記基金計算手段により、著作物の使用者から所定の期間において徴収された著作権料の合計金額を計算させるステップと、

上記作品データ格納手段に格納された著作物作品データから、著作物作品毎に、著作権信託者の分配率を上記ポイント計算手段により合計させ、所定の数値にかけて著作物作品毎の作品ポイントを算出させ、上記ポイント格納手段に著作物作品毎の作品ポイントを格納させるステップと、

上記個別点数計算手段により、著作権料の徴収された期間において使用された著作物の

使用データを基に、使用に関する重み付け要素を上記ウェイトデータ格納手段から抽出させると共に、該重み付け要素に対応して規定されたウェイトデータを、使用された著作物作品毎の上記作品ポイントに掛け合わせて個別点数を算出させ、個別点数格納手段に格納させるステップと、

上記総点数計算手段により、個別点数を合算させて総点数を算出せしめるステップと、徴収された上記著作権料の合計金額を、上記1点単価計算手段により、総点数で割って1点単価を算出させるステップと、

上記使用料計算手段により、1点単価と個別点数を掛け合わせて、使用された著作物作品毎の使用料を算出させるステップと、

使用された著作物作品毎の使用料から、上記分配率に応じて、上記分配金額計算手段により、著作権信託者の分配金額を算出させるステップと

を実行させることを特徴とする著作権使用料分配額算出用のコンピュータ・プログラムである。

【手続補正18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

請求項10に係るコンピュータ・プログラムの構成は、上記請求項3の装置に対応しており、具体的には、上記使用データ格納手段に格納された使用データに含まれる使用に関する重み付け要素に、著作物の使用回数による要素があり、またそれに対応して上記ウェイトデータ格納手段に、該使用回数によるウェイトデータが夫々規定されていることを特徴としている。

【手続補正19】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

請求項11に係るコンピュータ・プログラムの構成は、上記請求項4の装置に対応しており、具体的には、上記使用データ格納手段に格納された使用データに含まれる使用に関する重み付け要素に、著作物の拡布方法の種別毎の要素があり、またそれに対応して上記ウェイトデータ格納手段に、該拡布方法によるウェイトデータが夫々規定されていることを特徴としている。

【手続補正20】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

請求項12に係るコンピュータ・プログラムの構成は、上記請求項5の装置に対応しており、具体的には、上記作品データ格納手段に格納される著作物作品データには、著作者や著作権者の構成、信託の有無、分配率などの著作権の変動履歴情報が含まれており、著作権料の徴収された期間におけるこれらの変動履歴情報に基づいて、上記ポイント計算手段による著作物作品毎の作品ポイントの算出処理と、上記分配金額計算手段による分配率に応じた著作権信託者の分配金額の算出処理を行うことを特徴としている。

【手続補正21】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

請求項13に係るコンピュータ・プログラムの構成は、上記請求項6の装置に対応しており、具体的には、著作権非信託者であっても、著作権信託者との間に上記譲渡契約等がある場合に、該著作権信託者の分配率が他の著作権信託者との間で一定以上の場合には、上記著作権非信託者を著作権信託者として、上記ポイント計算手段による著作物作品毎の作品ポイント算出処理と、上記分配金額計算手段による著作権信託者の分配金額算出処理を行うことを特徴としている。

【手続補正22】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0034

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0034】

請求項14に係るコンピュータ・プログラムの構成は、上記請求項7の装置に対応しており、具体的には、上記分配金額計算手段による著作権信託者の分配金額算出処理において、著作権非信託者の分配率を排して該分配率を再構成し、使用された著作物作品毎の上記使用料に、再構成された分配率を掛け合わせて著作権信託者の分配金額を算出することを特徴としている。

【手続補正23】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正24】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

もちろんこれらの構成は、コンピュータ・プログラムとしてだけではなく、後述するよ
うに、同様な機能を有するプログラムを記録した記録媒体の構成として提供されても良い
ことは言うまでもない。この場合、コンピュータとは中央演算処理装置の構成を含んだ汎
用的なコンピュータの構成の他、特定の処理に向けられた専用機などを含むものであつて
も良く、中央演算処理装置の構成を伴うものであれば特に限定はない。

【手続補正25】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

上記各ステップを実行させるためのこのようなプログラムが、コンピュータに読み出され
ると、請求項1～請求項7に規定された各手段において実行されるステップと同様なス
テップが実行されることになる。

【手続補正26】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 3 9 】

尚、請求項 8 ～ 請求項 1 4 記載の各ステップのうち一部のステップを実行する処理は、コンピュータに組み込まれた機能（コンピュータにハードウェア的に組み込まれている機能でも良く、該コンピュータに組み込まれているオペレーティングシステムや他のアプリケーションプログラムなどによって実現される機能でも良い）によって実現され、前記プログラムには、該コンピュータによって達成される機能呼び出すあるいはリンクさせる命令が含まれていても良い。

【 手 続 補 正 2 7 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 4 0

【 補 正 方 法 】 変 更

【 補 正 の 内 容 】

【 0 0 4 0 】

これは、請求項 8 ～ 請求項 1 4 に規定された各ステップの一部が、例えばオペレーティングシステムなどによって達成される機能の一部で代行され、その機能を実現するためのプログラムないしモジュールなどは直接記録されているわけではないが、それらの機能を達成するオペレーティングシステムの機能の一部を、呼び出したりリンクさせるようにしてあれば、実質的に同じ構成となるからである。

【 手 続 補 正 2 8 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 4 2

【 補 正 方 法 】 削 除

【 補 正 の 内 容 】

【 手 続 補 正 2 9 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 4 3

【 補 正 方 法 】 削 除

【 補 正 の 内 容 】

【 手 続 補 正 3 0 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 4 4

【 補 正 方 法 】 削 除

【 補 正 の 内 容 】

【 手 続 補 正 3 1 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 4 5

【 補 正 方 法 】 削 除

【 補 正 の 内 容 】

【 手 続 補 正 3 2 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 4 6

【 補 正 方 法 】 削 除

【 補 正 の 内 容 】

【 手 続 補 正 3 3 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 4 7

【 補 正 方 法 】 削 除

【 補 正 の 内 容 】

【 手 続 補 正 3 4 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【補正対象項目名】 0 0 4 8

【補正方法】 削除

【補正の内容】

【手続補正 3 5】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 0 0 4 9

【補正方法】 削除

【補正の内容】

【手続補正 3 6】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 0 0 5 0

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 5 0】

上記装置やプログラムを実行するコンピュータ或いは装置を構成するコンピュータは、1つの構成（スタンドアロン型のコンピュータなど）であっても良いが、それに限定されるわけではなく、ネットワークを構成する複数のコンピュータ（複数のサーバなど）で構成され、前記各ステップや各手段でなされる処理は、それらのコンピュータにおいて（必要であれば適当な通信構成を介して）分散して実行されるように、プログラムに設定されるようにしても良い。

【手続補正 3 7】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 0 0 9 0

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 9 0】

7) 上記以外

上記以外の音楽の使用に伴う著作権使用料の徴収に於いても、音楽作品1曲毎の使用料を定めてそれを徴収する方法に依らない場合は、音楽作品毎の使用状況等を音楽作品の使用実態に即して設定することで、本計算構成により音楽作品1曲毎の著作権使用料を留保の出ないように計算し、その後分配計算を行う構成を適用することが出来る。

【手続補正 3 8】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 0 0 9 2

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 9 2】

尚、本発明の著作権使用料分配額算出構成は、上述の実施例にのみ限定されるものではなく、本発明の要旨を逸脱しない範囲内において種々変更を加え得ることは勿論である。

【手続補正 3 9】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 0 0 9 3

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 9 3】

【発明の効果】

以上、説明したように本発明の請求項1～請求項1 4記載の著作権使用料分配額算出装置、及び同装置構成として実行されるコンピュータ・プログラムによれば、所定の期間内に徴収された使用著作物の著作権料に対して留保分の発生がなくなり、信託者にのみ分配することができるようになるという優れた効果を奏し得る。

【手続補正 4 0】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 9 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 9 4】

また請求項 2 ~ 請求項 5、請求項 9 ~ 請求項 1 2の構成によれば、著作物の利用形態に応じて、徴収された著作権料の公平な分配も可能になる。